

広域入所の申込みについて：守谷市民の方が、市外の保育所の申込みをする場合

<A. 市外に転出予定で、転出予定先の保育所を希望する場合>

【提出先】転出先の市区町村の保育担当課

- 転出先の市区町村指定書式の申込書類で申し込んでください。締切日や必要書類等の詳細は、転出先の市区町村に直接お問い合わせください。
- 現在育児休業中の方については、入所条件等について事前に転出先の市区町村にご確認ください。復職することが前提での申込み以外は、受付できないことが多いのでご注意ください。
- 現在守谷市内の保育所に在園中の方…

転出日の属する月の末日をもって退所となります。

(※ただし、転出日が毎月1日付の場合は、前月末日をもって退所となります。)

在園中の施設の退所手続きが必要ですので、転出する1か月前までに、必ず守谷市役所すくすく保育課窓口「保育実施解除届」をご提出ください。

<B. 市外に転出予定がない場合> ※市外に転出予定だが、転出先の市区町村と、希望する保育所の所在市区町村が異なる場合は、こちらに該当します。

【提出先】守谷市役所すくすく保育課 窓口

- 守谷市役所を通しての申込み及び結果通知となります。余裕を持って、希望先市区町村の締切日の10日程度前までを目途に、守谷市役所すくすく保育課窓口に必要な書類をご提出ください。
- 守谷市指定書式の申込書類で申し込んでください。
また、他に必要な書類がないか、事前に希望先の市区町村にご確認をお願いします。
- 基本的には、希望先の市区町村在住の児童が優先で利用調整が行われますので、あらかじめご了承ください。
- 入所が決定した場合でも、単年度入所(年度末までの入所)となります。次年度も引き続き入所を希望する場合は、改めて次年度の入所申込みをし、利用調整を受ける必要があります。
- 現在育児休業中の方については、入所条件等について事前に希望先の市区町村にご確認ください。復職することが前提での申込み以外は、受付できないことが多いのでご注意ください。